

いよいよ 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度） が始まります！

—通知カードが届きます—



平成27年10月から順次、住民票を有するすべての方に対して、1人に1つ、12桁の個人番号（マイナンバー）を指定し、通知カードを郵送します。
いの町では、11月中旬ごろから発送する予定です。

いの町でのマイナンバーの流れ



通知カードとは

- 12桁の個人番号（マイナンバー）を通知するために送られてくる紙のカードです。顔写真は記載されず、本人確認のための公的な身分証明書として利用できません。
- 住民票を有するすべての方に、住民票に記載されている住所の世帯ごとに、簡易書留（転送不要）で届きます。
※転送手続きをしても通知カードは届きません。
- 個人カードの交付や行政の各手続きに必要ですので、紛失しないように大切に保管してください。
- 通知カードが送付されて以降、住所や氏名が変わる場合、役場での手続きの際に通知カードを忘れずにお持ちください。
- 紛失した場合は、再交付の際に手数料が必要です。

個人番号カードとは

- 申請により希望者に無料で交付されるもので、取得は強制（義務）ではありません。本人確認のための公的な身分証明書として利用できます。
※e-Taxなどの電子申請などが行える電子証明書の機能も搭載できます。（15歳未満の方は除く。）
- 有効期限は、発行日から10回目（発行時20歳未満の方は5回目）の誕生日までになります。有効期間満了日の3か月前から有効期間満了日まで更新の手続きが可能となります。
- 個人番号カードを取得されて以降、住所や氏名が変わる場合、役場での手続きの際に個人番号カードを忘れずにお持ちください。
- 紛失した場合は、再交付の際に手数料が必要です。